

京都市告示第121号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止及び変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和元年 5月13日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	日ノ岡水0035号	山科区厨子奥長通10番地の2地先 同町7番地の1地先	
2	上高野水0128号	左京区上高野東田町15番地の2地先 同上	
3	川島水0095号	西京区川島野田町1番地の1地先 同町5番地の2地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	川島水0018号	西京区川島野田町1番地の3地先 同町5番地の2地先	
2	衣笠水0004号	北区衣笠鏡石町15番地地先 同町15番地の3地先	

(変更水路等)

整理 番号	名 称	新 旧	起 終	点 点
1	小野水0006号	旧	山科区小野御霊町44番地の11地先 同町43番地の1地先	
		新	山科区小野御霊町44番地の11地先 同町44番地の20地先	

(建設局土木管理部道路明示課)